

## 第3次嬉野市男女共同参画行動計画を策定しました。

誰もが互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、それぞれの分野で個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、様々な施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

### 計画の位置づけ

- ◇「男女共同参画社会基本法」に規定される市町村男女共同参画計画です。
- ◇「嬉野市男女共同参画を推進する条例」に基づく基本計画です。
- ◇本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に規定された市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定された市町村推進計画を兼ねるものです。

～「女と男 お互いに認め合い支え合う嬉野市」をめざして～

# 第3次 嬉野市 男女共同参画行動計画

〔嬉野市女性活躍推進計画〕

〔嬉野市DV被害者支援基本計画〕



## 「男女共同参画社会」って、どんな社会？

### 家庭では



- 掃除、洗濯、食事の支度や後片付け、育児、介護など、家族みんなが協力して分担しています。
- 仕事と家庭の両立が可能になり、男女が共に子育てや介護に参加できます。

### 学校では



- お互いの個性や能力を認め合い、一人ひとりの生き方を尊重する男女平等意識が育まれています。
- 性別にとらわれない、多様な生き方や選択ができることを学び、個性や能力を伸ばしています。

### 職場では



- 男女を問わず、安心して働き続けられる職場環境づくりが進み、充実感をもっていきいきと働いています。
- 採用、昇進、賃金などのあらゆる場で男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。

### 地域では



- 「女だから」「男だから」という性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりにとらわれず、お互いの生き方や考え方を尊重しています。
- 地域活動の方針決定の場に男女が共に参画し、人と人のつながりが深まり、地域で支え合いながら安心して暮らしています。

### 男女共同参画社会とは

性別に関係なく、お互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮できる社会です。嬉野市では、その実現のために家庭、地域、学校、職場、災害時などのあらゆる場において、性別で固定的に役割を決めつける意識を見直し、誰もがひとりの人間として尊重され、個人の意思によって多様な選択ができる社会の実現を目指します。

### 嬉野市男女共同参画を推進する条例(5つの基本理念)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

第3次 嬉野市男女共同参画行動計画[概要版]

2018年(平成30年)3月発行

嬉野市総務企画部市民協働推進課

〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

TEL:(0954)66-9115 FAX:(0954)66-3119

E-mail:kyoudou@city.ureshino.lg.jp

計画期間 平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)

嬉野市

## 基本目標Ⅰ

# 男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会をめざす意識づくり

### 重点目標

- (1) 性別による固定的役割分担意識の是正
- (2) 男女の人権が守られる社会の形成
- (3) 家庭、学校、地域社会における男女平等の促進
- (4) 国際理解と協調および交流の推進

### 主な取組

#### 市民の意識改革のための啓発

出前講座や講演会の実施、  
広報紙、ホームページ、各地域コミュニティセンター等での啓発 など

#### 学校における男女平等教育の促進

人権意識の高揚を図るためのふれあい道徳の実施、  
性別にとらわれない職業選択の可能性や  
働き方を学ぶための職場体験の実施 など

#### インターネット等による人権侵害の予防啓発

人権尊重に関する啓発活動の実施、  
小・中学生へのSNS被害予防対策の推進 など

### 目標値

「男女共同参画社会」という言葉を  
「内容まで知っている」人の割合  
女性 27.6% → 女性 50%  
男性 32.8% → 男性 50%  
(平成28年度市民意識調査) (2022年目標値)



社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、  
男女の地位が「平等である」と  
感じている人の割合

女性 7.8% → 女性 50%  
男性 17.8% → 男性 50%  
(平成28年度市民意識調査) (2022年目標値)

## 基本目標Ⅱ

# 男女が家庭と職場において共に協力し、いきいきと活躍できる社会づくり

### 重点目標

- (1) 男女平等の労働環境の整備
- (2) 男女の職業生活と家庭生活の両立支援の促進(ワーク・ライフ・バランスの促進)
- (3) 職場や地域活動における女性の活躍促進
- (4) 農業・商工業・観光分野における男女共同参画の促進
- (5) 政策方針決定過程への女性の参画促進

### 主な取組

#### 職場、地域への啓発

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に  
関する啓発、  
男女共同参画を推進する市民活動への支援 など

#### 働く人へのサポート体制

多様な子育て支援サービスの提供、  
育児、介護等に関する相談窓口の充実 など

#### 女性が活躍できる社会の促進

リーダー養成講座など職域拡大の情報提供、  
女性が参画しやすい環境になるための啓発 など

### 目標値(一部抜粋)

家庭において、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合  
女性 25.0% 男性 35.5% → 女性 50% 男性 50%  
(平成28年度市民意識調査) (2022年目標値)

休日に家事(育児・介護を含む)に費やす時間が平均1時間以上ある男性の割合  
27.4% → 50%  
(平成28年度市民意識調査) (2022年目標値)

市の各種審議会等の女性委員の割合  
30.8% → 40%  
(平成29年) (2022年目標値)

## 基本目標Ⅲ

# 男女が共に安全・安心に暮らせる生活環境づくり

### 重点目標

- (1) 生涯を通じての健康支援
- (2) 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 子育てに関する社会的支援体制の充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

### 主な取組

#### 心身の健康や性に関する啓発・健康支援

性や生命の大切さ、母性保護に関する啓発  
各種検診の実施、体力づくりへの支援 など

#### 様々な困難を抱える人々の社会参画と環境整備

各種福祉サービスの提供、ひとり親家庭への支援 など

#### 防災対策の推進

自主防災組織等における機能強化支援  
男女共同参画の視点を取り入れた避難所マニュアルの整備 など

### 目標値

特定健康診査受診率  
43.2% (平成28年度) → 58% (2022年目標値)

乳がん検診受診率  
28.2% (平成28年度) → 30% (2022年目標値)

防災訓練を実施した地域  
コミュニティ数(全体で7か所)

5か所 (平成29年) → 7か所 (2022年目標値)



## 基本目標Ⅳ

# 男女間のあらゆる暴力を防止する社会づくり

### 重点目標

- (1) 男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり
- (2) DV被害者が安心して相談できる体制の整備
- (3) DV被害者の安全確保と自立支援
- (4) 女性や子どもに対する性暴力防止対策および被害者支援に向けた体制づくり

### 主な取組

#### 暴力の根絶に向けた意識啓発

広報紙、ホームページ等での広報、学校教育の推進 など

#### 相談体制の充実

相談窓口の周知、支援関係機関との連携強化 など

#### 被害者の支援体制の充実

個人情報保護の徹底、被害者と子どもの回復ケアの実施、被害者への切れ目のない支援 など

### 目標値

「DV防止法」という言葉を  
「内容まで知っている」人の割合

女性 53.6% → 女性 80%  
男性 52.1% → 男性 80%  
(平成28年度市民意識調査) (2022年目標値)

## 基本目標Ⅴ

# 市民と行政の協働による推進体制づくり

### 重点目標

- (1) 行政における総合的な推進体制の整備・強化
- (2) 市民・企業・諸団体との連携による推進の取組
- (3) 男女共同参画に関する総合支援施設の展望

### 主な取組

#### 庁内推進体制の強化

市職員研修の実施、ノー残業デーの徹底 など

#### 市民参画による計画の推進

男女共同参画審議会の運用、施策・方針決定過程の情報の公表 など

### 目標値

「男は仕事、女は家庭」という考え方に  
反対の男性市職員の割合

66.9% (平成29年度) → 75% (2022年目標値)